

甲賀市第 9 期介護保険事業計画・高齢者福祉計画策定方針（案）

1. 計画策定の趣旨

市町村には、介護保険法第 117 条により介護保険事業計画の策定が義務付けられており、厚生労働大臣が定める介護保険事業に係る保険給付の円滑な実施を確保するための基本的な指針に即して、3 年を 1 期として策定することとされています。

令和 3 年 3 月に策定した甲賀市第 8 期介護保険事業計画・高齢者福祉計画の計画期間が令和 5 年度末で終了することから、日常生活圏域ごとの地域の実態把握・課題分析を行い、介護保険制度の基本的理念を踏まえた目標を設定し、その達成に向けた具体的な施策を展開していくため、甲賀市第 9 期介護保険事業計画・高齢者福祉計画を策定します。

2. 計画の位置づけ

この計画は、老人福祉法第 20 条の 8 に規定する市町村老人福祉計画及び介護保険法第 117 条に規定する介護保険事業計画を一体的に策定するものです。

計画の策定にあたっては、「第 2 次甲賀市総合計画」を上位計画として、「第 2 次甲賀市地域福祉計画」等関連計画と整合を図るものです。

3. 計画期間

介護保険事業計画は、3 年を 1 期として策定することとされており、第 8 期計画が令和 5 年度末で終了することから、第 9 期計画は、令和 6 年度（2024 年度）から令和 8 年度（2026 年度）までの 3 年間を計画期間とします。

4. 市民参画および策定体制

(1) 市民参画

日常生活圏域ニーズ調査、在宅介護実態調査およびケアマネジャーアンケートを実施するとともに、パブリックコメントを実施し、広く市民の意見を聴取し、その意見を考慮して策定を進めます。

(2) 甲賀市介護保険運営協議会

介護保険条例第 33 条に基づき設置するもので、学識経験者、医療、保健、福祉等の機関の代表者、被保険者の代表者、人権擁護団体の代表者、費用負担者の代表者等で構成する甲賀市介護保険運営協議会で審議を行います。審議にあたっては、市が要綱で設置をしている甲賀市地域包括支援センター運営協議会、甲賀市地域密着型サービス運営委員会、甲賀市地域ケア会議での審議内容を共有し策定を進めます。また、生活支援体制整備事業の生活支援コーディネーターへ地域課題等の意見聴取し計画に反映します。

5. 計画策定のスケジュール

- 令和 4 年 7 月 甲賀市介護保険運営協議会への諮問
(甲賀市第 9 期介護保険事業計画・高齢者福祉計画の策定について)
- 令和 4 年~~11~~12 月 日常生活圏域ニーズ調査、在宅介護実態調査およびケアマネジャーアンケート実施
- 令和 5 年 3 月 ニーズ調査等結果報告
- 令和 5 年 5 月 ニーズ調査等の分析・課題抽出
- 令和 5 年 7 月 第 8 期計画の評価・第 9 期計画検討
- 令和 5 年 9 月 第 9 期計画検討 (原案)
- 令和 5 年~~11~~12 月 甲賀市介護保険運営協議会より答申
(甲賀市第 9 期介護保険事業計画・高齢者福祉計画素案)
- 令和 6 年 1 月 パブリックコメントの実施
- 令和 6 年 2 月 甲賀市介護保険条例等の改正 議会上程
- 令和 6 年 3 月 甲賀市第 9 期介護保険事業計画・高齢者福祉計画策定